北海道感染症予防計画「第2章」（R6～11）の推進状況及び評価等（案）

【資料2】

評価（進捗状況）は次の４段階で実施（数字のみ記載）
1　全体的に順調　　2　比較的順調
3　一部に努力を要する　　4　全体的に努力を要する

（R7.4.1現在）

項目	施策の展開内容	推進状況	*R6の具体的な取組（結果）* *（①時期、②場面、* *③関係者、④内容）* *※会議資料では削除*	評価（進捗状況）	評価理由	課題と今後の取組方針
6 麻しん対策の推進	・【P.39】 道は、定期予防接種の対象者の95%以上が2回の接種を完了できるよう、市町村と連携しながら勧奨を行うものとする。 ・海外に渡航する者のうち、麻しんの罹患歴が不明で予防接種を2回受けていない又は接種歴が不明である者について、予防接種を受けることを、道のホームページ等を活用して啓発するものとする。 ・予防接種法に基づかない予防接種について、医療機関及び児童福祉施設等の職員など抗体を保有しない0歳児や妊婦等に接する機会が多い者に対して予防接種を受けるよう推奨するほか、妊娠中に麻しんに感染すると一定のリスクがあるため、ワクチン未接種・未罹患の場合に、妊娠前にワクチン接種を受けることを推奨するものとする。 ・道は、北海道麻しん及び風しん対策専門会議において、関係機関の協力を得ながら、定期的に麻しんの発生動向、各市町村における定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価するとともに、それらを踏まえ、関係機関等との連携の下、道民に対し、麻しんに関する正しい知識に加え、その予防に関する適切な情報提供に取り組んでいくものとする。	・R7年1月、国の「子ども予防接種週間」に基づき、市町村などの関係機関あて通知を発出した。 ・R7年1月、市町村に対し、麻しん・風しんワクチンの接種率向上に向けた取組状況等について照会し、取りまとめ結果について、フィードバックを行った。 ・予防接種の呼びかけや感染動向など、ホームページの内容を適宜見直して更新し、麻しんについての普及啓発を行った。 ・R6年5月、北海道麻しん及び風しん対策専門会議を開催し、予防計画の施策の推進等について審議を行った。	（通知） ①1月 ②国からの通知に基づく通知発出。 ③道立保健所、保健所設置市、北海道医師会、北海道小児科医会、公立学校、私立学校 ④周知 （道内市町村調査） ①1月 ②道独自調査 ③市町村、道立保健所 ④調査結果のフィードバック （啓発） ・道ホームページの内容を更新し、道民向けに直接普及啓発活動を推進した。 （専門会議） ①5月 ③感染症対策課、有識者 ④予防計画の施策について	2	・ 麻しん対策について ホームページでの普及啓発を行った。 ・ 麻しん・風しんワクチンの接種率向上に向けた取組（予定）状況等について道内市町村に照会し、取りまとめ結果について、フィードバックを行い、定期接種の接種率を 2回とも95%以上にするよう、実施主体である市町村に働きかけを行った。 ・ 人の移動が増加することが予想される年末年始等の長期連休の時期において、海外渡航者に対して、道のホームページを通じて感染予防方法等の情報の周知を行った。 ・北海道麻しん及び風しん対策専門会議を開催し、予防計画の施策の推進等について専門的に審議を行った。	【課題】 ・道内においては、1回目接種及び2回目接種の接種率が95%を割り込んでいることから、ともに95%とすることが必要。 ・海外に渡航する者のうち、麻しんの罹患歴が不明で予防接種を2回受けていない又は接種歴が不明である者について、予防接種を受けることを啓発することが必要。 ・予防接種法に基づかない予防接種について、医療機関及び児童福祉施設等の職員などに対する予防接種の推奨のほか、ワクチン未接種・未罹患の場合、妊娠前にワクチン接種を受けるよう推奨することが必要。 【今後の取組方針】 ・定期接種の実施主体である市町村に対し、引き続き、接種率向上に向けた働きかけを継続。 ・ホームページやSNS等の活用により、引き続き、麻しんについての正しい情報の普及啓発を推進する。 ・北海道麻しん及び風しん対策専門会議において、施策の進捗状況を確認し、推進の方向性について審議する。
7 風しん対策の推進	・【P.40】 道は、定期予防接種の対象者の95%以上が2回の接種を完了できるよう、市町村と連携しながら勧奨を行うものとする。 ・海外に渡航する者のうち、風しんの罹患歴が不明で予防接種を2回受けていない又は接種歴が不明である者について、予防接種を受けることを、道のホームページ等を活用して啓発するものとする。 ・予防接種法に基づかない予防接種について、医療関係者、児童福祉施設等の職員、学校等の職員のほか、風しんに関する国の追加的対策の対象者を含む定期予防接種を受ける機会がなかった者や妊娠を希望する女性等に対し、市町村や協会けんぽ等の保険者団体などと連携しながら、風しんの抗体検査や予防接種の勧奨を行うものとする。 ・道は、北海道麻しん及び風しん対策専門会議において、関係機関の協力を得ながら、定期的に風しんの発生動向、各市町村における定期の予防接種の接種率及び副反応の発生事例等を把握し、地域における施策の進捗状況を評価するとともに、それらを踏まえ、関係機関等との連携の下、道民に対し、風しん及び先天性風しん症候群に関する正しい知識に加え、その予防に関する適切な情報提供に取り組んでいくものとする。	・R7年1月、国の「子ども予防接種週間」に基づき、市町村などの関係機関あて通知を発出した。 ・R7年1月、市町村に対し、麻しん・風しんワクチンの接種率向上に向けた取組（予定）状況等について照会し、取りまとめ結果について、フィードバックを行った。 ・予防接種の呼びかけなどホームページの内容を更新し、風しんについて普及啓発を行った。 ・北海道風しん抗体検査事業を継続して実施した。 ・R6年5月、北海道麻しん及び風しん対策専門会議を開催し、予防計画の施策の推進等について審議を行った。	（通知） ①1月 ②国からの通知に基づく通知発出。 ③道立保健所、保健所設置市、北海道医師会、北海道小児科医会、公立学校、私立学校 ④周知 （道内市町村調査） ①1月 ②道独自調査 ③市町村、道立保健所 ④調査結果のフィードバック （啓発） ・道ホームページの内容を更新し、道民向けに直接普及啓発活動を推進した。 （助成事業） ③妊娠を希望する未経産婦等 ④検査費用の一部を助成 （専門会議） ①5月 ③感染症対策課、有識者 ④予防計画の施策について	2	・風しん対策について ホームページでの普及啓発を行った。 ・ 麻しん・風しんワクチンの接種率向上に向けた取組（予定）状況等について道内市町村に照会し、取りまとめ結果について、フィードバックを行い、定期接種の接種率を 2回とも95%以上にするよう、実施主体である市町村に働きかけを行った。 ・ 人の移動が増加することが予想される年末年始等の長期連休の時期において、海外渡航者に対して、道のホームページを通じて感染予防方法等の情報の周知を行った。 ・北海道風しん抗体検査事業について広報周知を行い、申請があった対象者に対して適切に助成を行った。 ・北海道麻しん及び風しん対策専門会議を開催し、予防計画の施策の推進等について専門的に審議を行った。	【課題】 ・道内においては、1回目接種及び2回目接種の接種率が95%を割り込んでいることから、ともに95%とすることが必要。 ・海外に渡航する者のうち、風しんの罹患歴が不明で予防接種を2回受けていない又は接種歴が不明である者について、予防接種を受けることを啓発することが必要。 ・予防接種法に基づかない予防接種について、医療機関及び児童福祉施設等の職員などに対する予防接種の推奨のほか、定期予防接種を受ける機会がなかった者や妊娠を希望する女性等に対し、風しんの抗体検査や予防接種に関する勧奨が必要。 【今後の取組方針】 ・定期接種の実施主体である市町村に対し、引き続き、接種率向上に向けた働きかけを継続。 ・ホームページやSNS等の活用により、引き続き、風しんについての正しい情報の普及啓発を推進する。 ・北海道風しん抗体検査事業について周知を行い、適切な実施に努める。 ・北海道麻しん及び風しん対策専門会議において、施策の進捗状況を確認し、推進の方向性について審議する。